

小規模多機能型居宅介護指定ガイドラインの利用にあたって

社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会

- 小規模多機能型居宅介護指定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）は、市町村（保険者）が改正介護保険法第78条の2等により事業者の指定事務を行う際の判断基準として提案するものです。
- 市町村（保険者）が設置する地域密着型サービス運営委員会において、申請事業者による本ガイドラインの自己評価を、ヒアリングなどを通じて確認する方法をお勧めします。
- ガイドラインは、8つの評価領域にわたる20項目（構造改革特区による障害者・児童福祉サービスとの併用の場合は21項目）となっていますが、地域の実情に応じて領域・項目を加除修正するなど、弾力的に御利用ください。
- 各項目を1～4点で採点した上で8つの評価領域ごとに合計し、ダイアグラムの点数に転換して巻末のダイアグラムに反映させてください。
- 指定審査にあたっては、合計点のみで判定するより、保険者として求める事業者のあり方をダイアグラムから汲み取って判定されることをお勧めします。
- 各項目の採点に係る基準は、ガイドライン3ページの【各項目の評価基準】のとおりです。宅老所やデイサービス等で実績のある事業者と新設の事業者を同じ条件で審査できるよう、原則として”計画”の有無と内容を重視するものとなっています。
- ただし、各評価項目に付けている【評価のポイント】において、文末に「又は予定していること。」の文言がない場合は、”計画”ではなく、現状を問うものです。
- 各評価項目には、点数判定の参考とするため【評価のポイント】を付けていますが、審査にあたっては×ではなく、その内容や度合いによって採点してください。